

## 第3 本県における予防行政

### 1 火災予防運動

#### (1) 春季火災予防運動（令和4年3月1日～3月7日）

春は空気が乾燥し、季節風が強くなることなどから、火災が発生しやすい気象条件となる。特に、枯れ草への火入れ等により林野火災に発展してしまうケースが後を絶たないことから、一般住宅火災に加え林野火災予防に重点を置き、ラジオ広報やパネル展示等により、火災予防運動を行った。

#### (2) 秋季火災予防運動（令和4年11月9日～11月15日）

冬に向かって火を使用する機会が増えるため、火の取扱いの注意と住宅火災の防止の啓発に重点を置き、SNSを通じた広報活動やパネル展示等により、火災予防運動を行った。

#### (3) その他の火災予防運動

「文化財防火デー」などの予防運動を展開する等各方面にわたって防火意識の高揚に努めた。

### 2 民間防火組織の育成

本県の火災発生の原因は、タバコの不始末、こんろ、たき火及び火入れ等の火の取扱いの不注意による失火が大半を占めており、火を使用する際の警戒を怠らなければ大幅に減少できるものである。

このことを踏まえ、県としては県内で約30万人の会員数を誇る女性防火クラブや同じく約2万人のクラブ員の幼年消防クラブの育成支援を行い、それらのクラブ員をとおして、県民一人ひとりの火災予防意識の高揚を図ることとしている。

#### (1) 幼・少年消防クラブ

火災予防意識を持続的に継続していくためには、幼少年時期からの教育・訓練が非常に重要である。このことから、県としては、消防学校においてこれらクラブの指導者に対しての研修会を実施し、クラブ活動の支援を行っている。

#### (2) 女性防火クラブ

家庭防火を地域で一体的に進めるために結成された女性防火クラブは、今や家庭内防火だけでなく、女性ならではの視点を活かした防火・防災のための実践活動や災害時の後方支援活動など、その役割・重要性は年々増加している。

このことから、県としては、県内の女性防火クラブの中心的組織である「宮城県女性防火クラブ連絡協議会」の活動を支援することにより、県内女性防火クラブの育成を行っている。

表 1 民間防火組織の現状  
(令和 4 年 4 月 1 日現在)

消防本部	区分	幼年消防クラブ		少年消防クラブ		女性防火クラブ	
		クラブ数	クラブ員数	クラブ数	クラブ員数	クラブ数	クラブ員数
	仙台市	45	3,491	15	1,592	457	96,691
	名取市	14	1,000	0	0	54	12,177
	登米市	23	1,108	7	1,508	32	16,693
	栗原市	11	339	0	0	1	5,764
	黒川地域行政事務組合	22	2,154	2	27	72	15,938
	石巻地区広域行政事務組合	52	3,130	32	1,073	7	460
	塩釜地区消防事務組合	43	3,333	25	1,630	52	50,014
	あぶくま消防本部	14	1,122	0	0	80	13,182
	仙南地域広域行政事務組合	30	2,446	0	0	353	48,316
	大崎地域広域行政事務組合	39	1,079	1	75	252	32,065
	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	29	1,099	14	942	82	7,314
	計	322	20,301	96	6,847	1,442	298,614

### (3) 自主防災組織

災害による被害を予防し、軽減するため、地域住民が自主的に結成する防災組織である。

令和 4 年 4 月 1 日現在の県内の組織数は 4,502 である。区分毎の組織数を見ると、町内会が一番多く 3,914 で全体の 86.9%を占めている。

表2 自主防災組織の現状（令和4年4月1日現在）

区分 団体	組織数 計	組織数 町内会	組織数 小学校	組織数 その他	規約策定 組織数	構成員数
宮城県計	4,502	3,914	7	581	2,565	733,217
構成率	100.0%	86.9%	0.2%	12.9%	-	-
仙台市	1,366	1,352	0	14	0	24,667
石巻市	243	243	0	0	243	73,403
塩竈市	83	83	0	0	0	7,324
気仙沼市	190	142	0	48	142	4,775
白石市	194	102	0	92	194	30,946
名取市	176	118	4	54	176	38,193
角田市	80	79	0	1	0	25,946
多賀城市	57	47	0	10	47	61,890
岩沼市	58	58	0	0	56	855
登米市	300	300	0	0	300	14,585
栗原市	252	252	0	0	252	64,102
東松島市	79	79	0	0	79	39,097
大崎市	358	354	3	1	358	126,264
富谷市	59	38	0	21	51	19,839
蔵王町	47	20	0	27	20	3,709
七ヶ宿町	9	0	0	9	0	481
大河原町	40	40	0	0	40	9,702
村田町	46	21	0	25	46	5,323
柴田町	75	39	0	36	75	37,135
川崎町	12	12	0	0	12	4,532
丸森町	96	96	0	0	61	12,425
亘理町	119	68	0	51	0	33,419
山元町	41	24	0	17	39	4,832
松島町	52	0	0	52	52	10,364
七ヶ浜町	22	21	0	1	22	6,802
利府町	25	25	0	0	0	13,928
大和町	59	59	0	0	59	28,156
大郷町	44	22	0	22	44	7,831
大衡村	15	14	0	1	14	334
色麻町	49	24	0	25	49	1,977
加美町	79	79	0	0	0	1,580
涌谷町	40	0	0	40	0	5,970
美里町	58	58	0	0	58	9,228
女川町	3	3	0	0	0	580
南三陸町	76	42	0	34	76	3,023

※令和4年度消防防災・震災対策現況調査に基づき作成

### 3 無火災地域推進運動

火災のない地域づくりを推進するため通年運動として、消防関係行政機関と婦人防火クラブ等民間防火組織が一体となって火災予防思想の普及啓発を図り、もって火災の発生を防止し、明るく住みよい無火災地域の推進を図ることを目的とし、無火災地域推進に功績のあった団体を表彰する等の運動を実施した。

### 4 消防設備士制度

昭和40年5月の消防法の一部改正により、消防用設備の工事又は整備は「消防設備士の資格を有する者が行わなければならない」と規定され、昭和41年10月から消防設備士制度が発足した。

消防設備士の試験については危険物取扱者試験と同様に都道府県知事が実施することとされ、その後、昭和58年に指定試験機関制度の創設により、宮城県では、昭和60年度から財団法人(現：一般財団法人)消防試験研究センター宮城県支部に試験実施を委託している。

また、消防設備士は、都道府県知事が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならない(消防法第17条の10)とされており、宮城県では、一般社団法人宮城県消防設備協会に当講習実施を委託している。

また、永年にわたり消防用設備等の適正な工事又は整備及び保守点検に従事し、防火思想の普及及び火災の未然防止に功績のあった消防設備士の表彰を行った。

表1 令和4年度消防設備士試験実施状況

区 分		受験者数	合格者数	合格率 (%)
甲 種	特類	25	5	20.0
	第1類	218	51	23.4
	第2類	86	18	20.9
	第3類	74	20	27.0
	第4類	326	106	32.5
	第5類	75	21	28.0
乙 種	第1類	47	12	25.5
	第2類	10	5	50.0
	第3類	11	4	36.4
	第4類	178	58	32.6
	第5類	15	1	6.7
	第6類	221	176	38.7
	第7類	76	59	55.7
合 計		1,127	757	33.0

表2 令和4年度消防設備士免状交付状況

種 類		計	甲 種					乙 種							
			特 類	第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類	第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類	第 6 類	第 7 類
新規	交付	608	5	64	19	29	130	26	10	6	5	59	4	186	65
書 換	写真以外	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 写真以外：氏名や本籍の書換</li> <li>・ うち同時：写真書換と同時に、写真以外の書換を行った場合</li> </ul>												
	写真	299													
	(うち同時)	18													
再交付		17													

表3 消防設備士法定講習受講状況

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
申込者数	1,207	1,217	1,201	1,200	1,157	1,309
受講者数	1,191	1,205	1,179	1,184	1,143	1,289